

## 国際課税のケース・スタディ

### 米国人派遣社員が負担している401 (K) プラン拠出金の日本での課税関係

#### 〔事例〕

当社は外資系内国法人であるが、当社には米国親会社より2年契約で派遣されている米国人社員が15人いる。このたび米国人社員の確定申告にあたり、米国での源泉徴収票にあたるW-2を親会社より取り寄せたところ、全員が401 (K) プランに加入しており各人の給与収入より拠出しているが、米国では給与所得の課税対象となっていない。日本で確定申告をする場合に401 (K) プラン拠出金は給与所得として課税対象となるのであろうか。また米国の親会社も企業拠出金を負担しているが、これについてはフリンジベネフィットとして課税対象となるのであろうか。ご教示をお願いしたい。

#### 〔ポイント〕

1. 米国確定拠出プランである401 (K) プランの概要
2. 米国内国歳入法上の税制優遇措置について
3. 日米租税条約の適用関係
4. 日本での401 (K) プランの課税関係

#### 〔検討〕

##### 1. 米国確定拠出プランである401 (K) プランの概要

最近、日本の企業年金の資産運用難、公的年金の財政難等から米国の確定拠出プランである401 (K) プランに関心が高まっている。これはまた米国株式市場の好調の背景には大量の401 (K) プランの資金の流入があることによると思われる。

401 (K) プランの名称は米国内国歳入法(IRC)の401条(K)項に由来する。

このプランは、米国の企業が社員のために提供する退職給付プランの一つである。

現在、急成長をしており米国では1997年現在約2,500万人の従業員がカバーされ、その資産残高は約9,850億ドルに達している。

その特徴としては、以下の3点があげられる。

- (1) 従業員の給与から積み立てられた従業員の積立金に対して、税制面での優遇措置が施されている。
- (2) 401 (K) プランの運用先は従業員自身が指定でき任意に変更することができる。
- (3) 従業員が転職する時には、自己の持ち分を転職先が実施している401 (K) プラン

に移管できる。

## 2. 米国内国歳入法上の税制優遇措置について

### (1) 従業員の給与からの拠出金については課税が繰り延べられる。

従業員の給与からの401 (K) プランへの一定拠出金はその年の課税所得から控除され将来、年金又は一時金という形で現金を受け取る時まで課税が繰り延べられる。

これにより、①累進課税制度下における退職後の低税率の恩恵が受けられる、②運用収益への課税も繰り延べられる、というメリットがある。

### (2) 資産の運用収益についても課税が繰り延べられる。

401 (K) プランを利用すれば税金がまったく免除されるわけではなく、将来、年金や一時金を受け取る時には、その金額に対して課税される。

あくまで課税される時期が将来まで延期されているだけであるが、この課税繰り延べ措置にメリットが潜んでいる。退職後は普通所得水準が下がり、累進課税制度の下では低い税率が適用されるため同額の課税所得に対しては、退職後に支払う方が税金は少なくて済む。

### (3) 企業からも上乗せの拠出金が得られ、企業も企業拠出金を損金算入することができる。

従業員が401 (K) プランに拠出すれば、企業もその従業員のために一定金額を拠出するといったように、企業拠出金は従業員の401 (K) プラン加入を促すためのインセンティブとなるように設定されている。このような拠出金はマッチング拠出金といい、その年の從

業員に対する課税所得とはされず、将来の給付金受取時まで課税が繰り延べられる。当然、企業は企業拠出金を損金算入することができる。

## 3. 日米租税条約の適用関係

(1) 日米租税条約第18条第1項（給与所得及び役員報酬）において、個人が使用人として提供する人的役務の対価である賃金、給与等は、その者の居住地国において課税できることを定めている。さらにその者が条約相手国において提供した人的役務の対価は、第2項に定める短期滞在者免税の規定に該当する場合を除いて、その所得の源泉地国も課税できるとしている。なお、役員報酬についても使用人の給与等と同様の取扱いである。

これにより、米国人派遣社員が負担している401 (K) プランの拠出金は個人が使用人として提供する人的役務の対価である給与より拠出されるものであるから、その者の居住地国、日本において課税される。しかし、条約相手国である米国においては課税されていないが、これは国内法の問題であると考える。

(2) 日米租税条約第23条（年金条項）により、退職年金等は居住地国においてのみ課税されることになっており、401 (K) プランは従業員が米国に帰国後退職時に受け取る退職年金に対し米国において課税されるので、米国人派遣社員は日本で居住者である期間（2年間）は、401 (K) プランの拠出金は日本で課税され、また、米国に帰国後、受給時に課税されることとなり二重課税の問題が生ずる。

## 4. 日本での401 (K) プランの課税関係

### (1) 個人の拠出金について

個人が拠出する支出金は、米国において課税

の対象となる給与に含まれないが、わが国の国内法上、課税の対象から除外する規定がないことから課税の対象になるものと考える。

米国人派遣社員は、個人の人的役務の提供の対価である給与より拠出しているのであるから米国税制上、課税対象となっていなくても、日本国内法（所得税法）においては特例規定はなく個人が負担すべきものと認められ、運用先も従業員自身が指定でき任意に変更できること

から個人資産と同様であると考えられる。

以上により、課税対象となり確定申告では401 (K) プランの拠出金は加算して申告をしなければならない。

#### (2) 企業の拠出金について

米国企業が負担する401 (K) プランの拠出金については、原則として課税の対象となるものと思われる。

（税理士 小沢 進）

“譲渡所得”に関する所得税法及び租税特別措置法の通達すべてを逐条詳解！

# 逐条詳解 譲渡所得関係通達総覧

税理士 船田健二（元国税庁資産税課課長補佐）／監修  
◎85判・加除式・全2巻・本体価格25,000円(税別)(手数料)

## ●複雑かつ多様な譲渡所得に関する実務に必須な通達を網羅！

- 法解釈だけでなく、通達の解釈・理解が必要とされる譲渡所得に係る実務のより円滑な遂行に資するため、所得税法及び租税特別措置法の関連通達を網羅し、逐条的に詳解しています。したがって
- 資産等の譲渡を検討する際の適用要件の確認をしたいとき
  - 資産等を譲渡したときの課税所得金額の算出をしたいとき
  - 確定申告時に確認をしたいとき
  - などの各場面をはじめ、譲渡所得をめぐるさまざまな場面で活用いただけます。

## ●理解しやすい立体的な解説方式！

各通達は、項目とその改正経過を柱で構成し、各項目ごとに次の要領で解説しました。

[注釈]各規定の趣旨、意義等について詳細かつ多角的な視点で解説しました。

[個別事例]譲渡所得に関する実務処理上、実際に生じた疑問や起きたりそうな問題を問答形式で取り上げて、実務に活かせるよう配慮しました。

[判決要旨]各規定に関する代表的な裁判例については、要旨を該当する箇所に掲げ、判決年月日・裁判所名・事件番号・出典を表示しました。

[裁決要旨]各規定に関する国税不服審判所から公表された代表的な裁決例については、要旨を該当する箇所に掲げ、裁決年月日・出典等を表示しました。

[参考法令等]各規定を理解するために必要な範囲で、他の法令の規定等を掲げました。また、特に各項目に関する深い個別通達を該当する箇所に掲げました。



詳細  
カタログ  
送呈中！

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17  
<http://www.daiichihoiki.co.jp>



第一法規 TEL 0120-203-696  
FAX 0120-202-974